



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年11月24日水曜日 第1612号

◇ 目 次 ◇

町の新設（松山市）.....	1161
字の廃止（ " ）.....	1164
町の新設（ " ）.....	1164
字の名称の変更（ " ）.....	1165
救急病院の協力申出.....	1165
指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	1165
家畜商の免許.....	1166
解除予定保安林.....	1166
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	1166
開発行為に関する工事の完了.....	1166
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	1166

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1167
----------------------------	------

告 示

○愛媛県告示第2314号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記の処分は、平成17年1月31日から効力を生ずる。

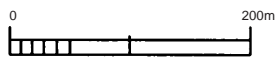
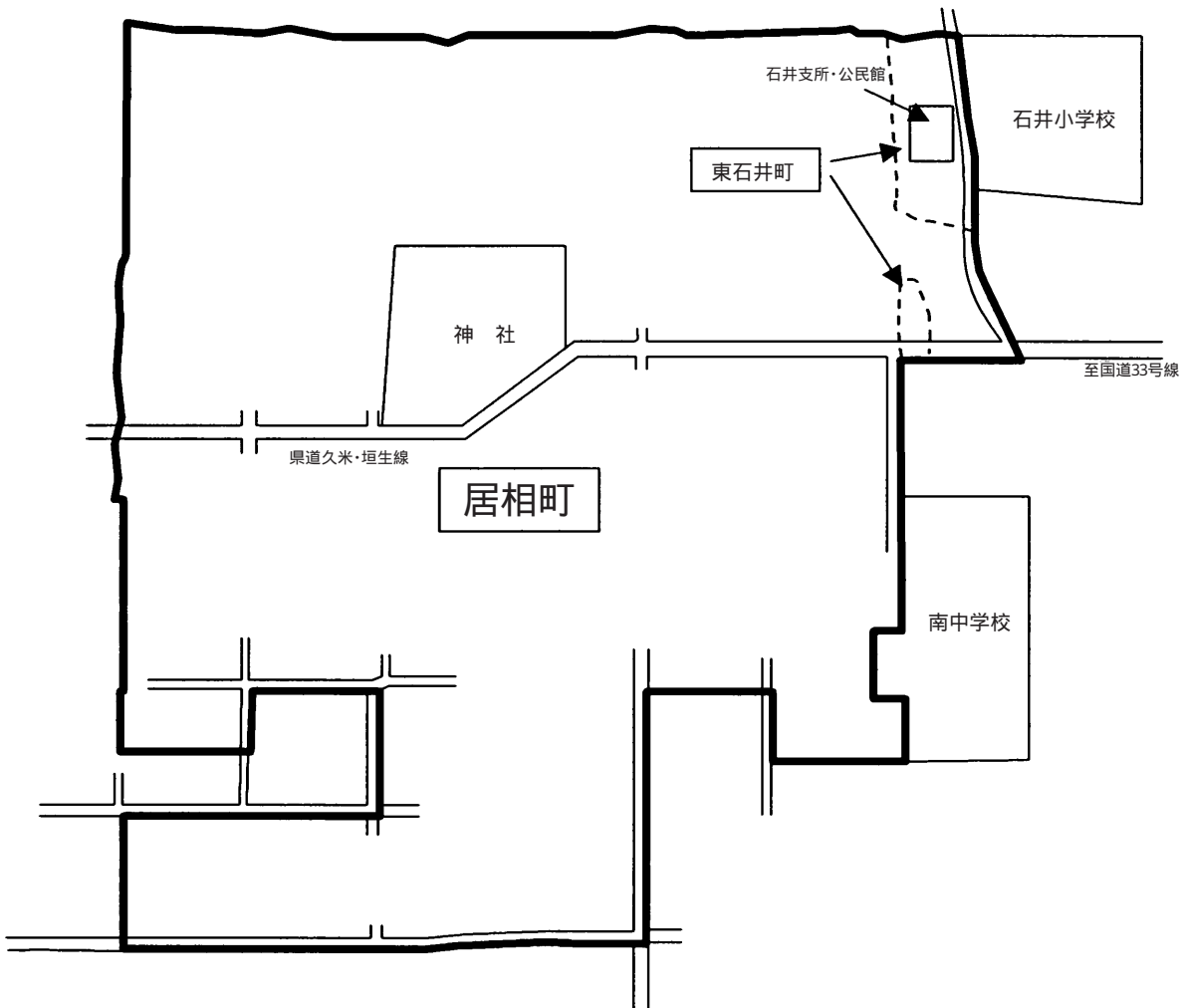
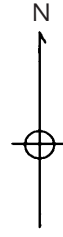
平成16年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別図1の区域をもって別図2のとおり町の区域を新たに画する。

別図 1

実施区域及び現町界町名図



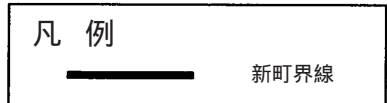
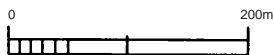
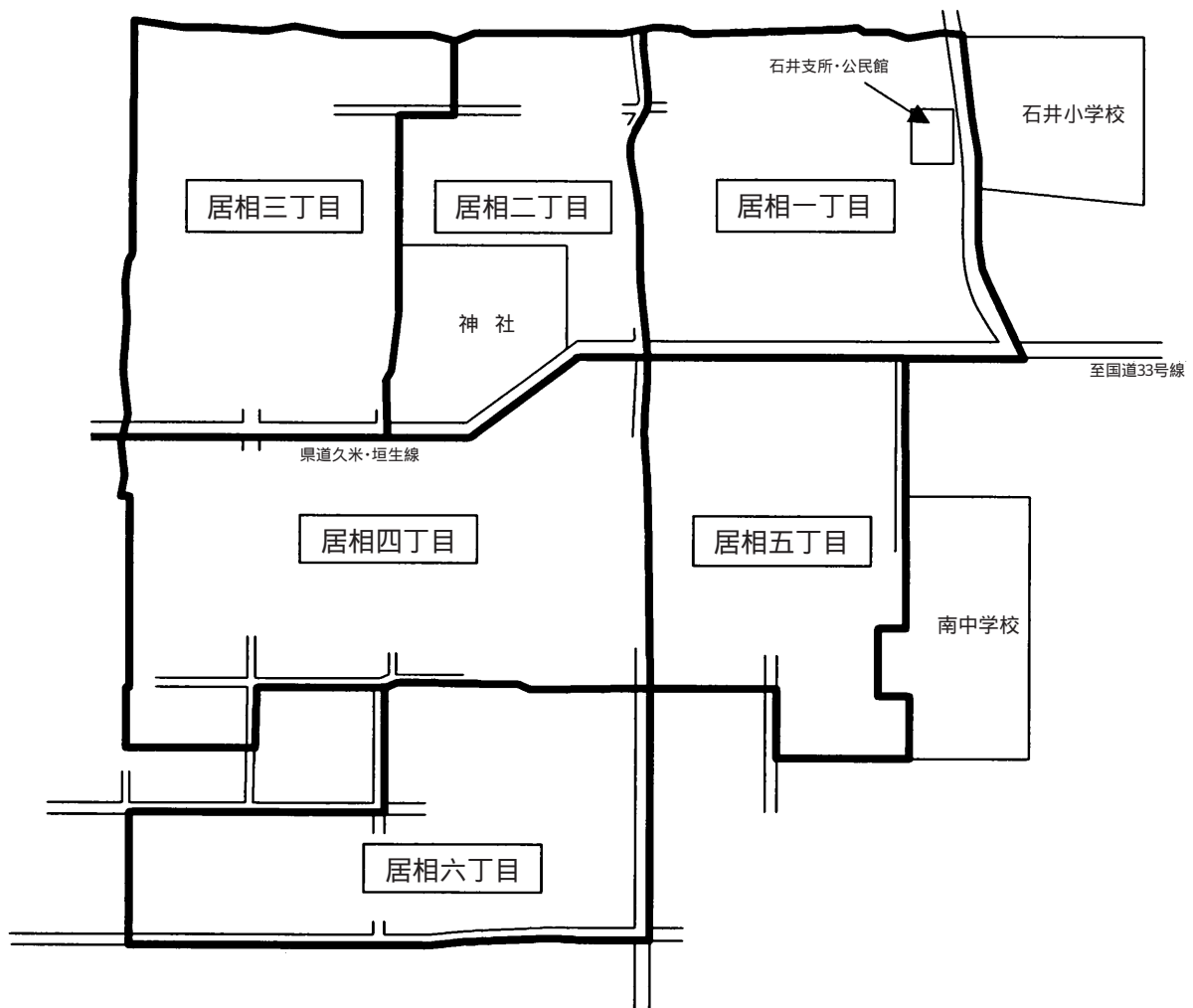
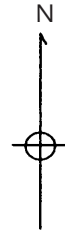
凡 例	
	実施区域線
	現町界線

別図 2

新町界町名図

(新町界は、別表のとおり)

町界は、南北線は東側の側線
東西線は南側の側線



別 表

新町の名称	新 町 の 区 域
居相一丁目	県道久米・垣生線の南側線、市道石井82号線の東側線、居相 105 に隣接する水路である国有地に隣接する道路等である国有地に隣接する水路である国有地の北側線、居相93の 8、93の 9、93の11、94の10から94の17まで、98の 2、102、103、東石井町 7 18の 5 及び 719 に隣接する水路である国有地の北側線並びに市道石井43号線の東側線で囲まれた区域
居相二丁目	県道久米・垣生線の南側線、居相 343 の 1 の西側筆界線、居相 343 の 1 の北側筆界線、居相 337 の西側筆界線、居相 336 の西側筆界線、居相 335 の 2 の西側筆界線、居相 335 の 1 の西側筆界線、居相 326 の 2 の西側筆界線、居相 326 の 2 の北側筆界線、居相 325 の 1 の西側筆界線、居相 325 の 1 の北側筆界線、居相 322 の 7 の西側筆界線、居相 322 の11の西側筆界線、居相 322 の 6 の西側筆界線、居相 322 の 5 の西側筆界線、市道石井 111 号線の南側線、居相 319 の 1 の西側筆界線、居相 314 の 1 の西側筆界線、居相 313 の 3、313 の 5 から 313 の 7 まで及び 314 の 1 に隣接する水路である国有地の北側線、居相 304 の10、312 の 1、312 の 2、312 の 5 から 312 の 8 まで及び 312 の12に隣接する水路である国有地の北側線、居相 311 の 1 に隣接する水路である国有地の北側線並びに市道石井82号線の東側線で囲まれた区域
居相三丁目	県道久米・垣生線の南側線、居相 447 の 3 の西側筆界線、居相 447 の 1 の西側筆界線、居相 447 の 1 の北側筆界線、居相 447 の 1 の西側筆界線、居相 439 の 3 の西側筆界線、居相 439 の 1 の西側筆界線、居相 439 の 2 の西側筆界線、居相 437 の 7 の西側筆界線、居相 437 の 9 の西側筆界線、居相 437 の 1 の西側筆界線、居相 438 の 2 の西側筆界線、居相 438 の 2 の北側筆界線、市道石井 199 号線の東側線、市道石井 304 号線の東側線、市道石井 111 号線の東側線、居相 420 の 2、420 の 5、420 の 6、420 の 17、420 の18、421 の 5 及び 421 の16から 421 の19までに隣接する水路である国有地の北側線、居相 419 の 5 及び 419 の13に隣接する水路である国有地の北側線、居相 414 の 1 に隣接する水路である国有地の西側線、居相 315、413 の 1、413 の 7 及び 4 14の 1 に隣接する水路である国有地の北側線、居相 314 の 1 の西側筆界線、居相 319 の 1 の西側筆界線、市道石井 111 号線の南側線、居相 322 の 5 の西側筆界線、居相 322 の 6 の西側筆界線、居相 322 の11の西側筆界線、居相 322 の 7 の西側筆界線、居相 325 の 1 の北側筆界線、居相 325 の 1 の西側筆界線、居相 326 の 2 の北側筆界線、居相 326 の 2 の西側筆界線、居相 335 の 1 の西側筆界線、居相 335 の 2 の西側筆界線、居相 336 の西側筆界線、居相 337 の西側筆界線、居相 343 の 1 の北側筆界線並びに居相 343 の 1 の西側筆界線で囲まれた区域
居相四丁目	居相 182 の 1、182 の 4 及び 182 の 5 に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の南側線、市道石井 298 号線の南側線、市道石井 341 号線の南側線、市道石井 236 号線の南側線、市道石井 357 号線の東側線、居相 466 の 8、466 の 9、467 の 4、467 の12、467 の18から 467 の20まで、468 の 6、468 の 7 及び 469 の 1 から 469 の 3 までに隣接する水路である国有地の南側線、居相 469 の 3 の西側筆界線、居相 469 の 6 の西側筆界線、居相 469 の 1 の西側筆界線、市道石井 203 号線の南側線、居相 452 の 1 の西側筆界線、市道石井 209 号線の東側線、居相 448 の 1 の西側筆界線、県道久米・垣生線の南側線並びに市道石井82号線の東側線で囲まれた区域
居相五丁目	居相12の 2 に隣接する水路である国有地の南側線、居相13の 1、13の 4、14の 2、15の 1、16の 1、16の 2 及び16の 4 に隣接する水路である国有地の南側線、居相16の 2 に隣接する道路である国有地の西側線、居相 178 の 1、178 の 3 から 178 の 5 まで、179 の 1、180 の 1 及び 181 の 1 に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、市道石井82号線の東側線、県道久米・垣生線の南側線、東石井町 709 の 3 の東側筆界線、東石井町 708 の 3 の東側筆界線、東石井町 707 の 2 の東側筆界線、居相55の 2 に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の東側線、東石井町 691 の 5 の東側線、東石井町 691 の 4 の東側線、居相44の 2 及び45の 2 に隣接する道路である国有地の東側線、居相33の 2 の東側筆界線、居相34の 1、34の 2 及び35の 3 に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、居相23の15の東側筆界線、居相23の14の東側筆界線、居相23の13の東側筆界線、居相23の12の東側筆界線、居相23の11の東側筆界線、居相23の10の東側筆界線、居相23の 1 の東側筆界線、居相23の 4 の北側筆界線、居相23の 4 の東側筆界線、居相24の 1 の東側筆界線、居相13の 4 に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の北側線、居相12の 2 に隣接する水路である国有地の北側線並びに居相12の 2 の東側筆界線で囲まれた区域
居相六丁目	市道石井 3 号線の南側線、居相 203 の 7 の西側筆界線、居相 203 の 5 の西側筆界線、居相 205 の 3 の西側筆界線、市道石井86号線の南側線、市道石井85号線の東側線、市道石井 341 号線の南側線、市道石井 298 号線の南側線、居相 182 の 1、182 の 4 及び 182 の 5 に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の南側線並びに市道石井82号線の東側線で囲まれた区域

○愛媛県告示第2315号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、松山市長から次のとおり字を廃止する旨の届出があった。

上記の処分は、平成17年 1 月 1 日から効力を生ずる。

平成16年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

北条市の区域内の小字を全部廃止する。

○愛媛県告示第2316号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記の処分は、平成17年 1 月 1 日から効力を生ずる。

平成16年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

町の名称	左記の区域に該当する区域		摘 要
	字 名	地 番	
睦月	大字睦月	全 区 域	これに伴う道路、水路等を含む。
野忽那	大字野忽那	〃	
中島大浦	大字大浦	〃	
小浜	大字小濱	〃	
長師	大字長師	〃	
宮野	大字宮野	〃	
神浦	大字神浦	〃	
宇和間	大字宇和間	〃	
熊田	大字熊田	〃	
吉木	大字吉木	〃	
饒	大字饒	〃	
畑里	大字畑里	〃	
中島粟井	大字粟井	〃	

上怒和	大字 上怒和	〃
元怒和	大字 元怒和	〃
津和地	大字 津和地	〃
二神	大字二神	〃

辻	北条辻
別府	河野別府
高山	河野高山
中須賀	河野中須賀
河原	粟井河原

○愛媛県告示第2317号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、平成17年1月1日から効力を生ずる。

平成16年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変 更 前	変 更 後
中村	立岩中村
米之野	立岩米之野
神田	正岡神田

○愛媛県告示第2318号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成16年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
吉田病院	松山市三番町四丁目11番7号	医療法人同仁会	平成19年11月23日まで

○愛媛県告示第2319号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300159122	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	楠 勇	児童デイサービス	西条市社協児童デイサービスセンターひまわり	西条市石田339番地1	平成16年11月1日
38000300160112	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	楠 勇	児童居宅介護	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター	西条市周布606番地1	平成16年11月1日
38000300161110	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	楠 勇	児童居宅介護	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター西条	西条市神拝甲324番地2	平成16年11月1日
38000300162118	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	楠 勇	児童居宅介護	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター小松	西条市小松町新屋敷乙48番地1	平成16年11月1日

○愛媛県告示第2320号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100169123	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	楠 勇	身体障害者デイサービス	西条市社協身体障害者デイサービスセンターひまわり	西条市周布606番地1	平成16年11月1日
38000100169115	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	楠 勇	身体障害者居宅介護	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター	西条市周布606番地1	平成16年11月1日
38000100170113	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	楠 勇	身体障害者居宅介護	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター西条	西条市神拝甲324番地2	平成16年11月1日
38000100171111	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	楠 勇	身体障害者居宅介護	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター小松	西条市小松町新屋敷乙48番地1	平成16年11月1日

○愛媛県告示第2321号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200195119	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	楠 勇	知的障害者居宅介護	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター	西条市周布606番地1	平成16年11月1日
38000200196117	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	楠 勇	知的障害者居宅介護	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター西条	西条市神拝甲324番地2	平成16年11月1日
38000200197115	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	楠 勇	知的障害者居宅介護	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター小松	西条市小松町新屋敷乙48番地1	平成16年11月1日

○愛媛県告示第2322号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の規定により、次のように家畜商の免許を与えた。

平成16年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	登録年月日	現 住 所	氏名(又は名称)	生年月日(又は設立年月日)
第1700号	平成16年11月24日	宇和島市祝森甲1973番地	森 岡 信 人	昭和40年11月30日

○愛媛県告示第2323号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
西宇和郡三崎町明神424の5
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第2324号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道砥部公共下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16松局伊土検（開）第37号 平成16年11月11日	伊予市八倉字篠原919番7	伊予郡松前町大字筒井662番地 ピュアタウンB棟201号 重 松 直 也

○愛媛県告示第2326号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成16年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
岩城 第1 号	越智郡上島町岩城1528番地	越智今治農業協同組合岩城支 所	売りさばき人 越智郡上島町岩城1528番地 越智今治農業協同組合岩城支所 売りさばき所 越智郡上島町岩城1528番地 越智今治農業協同組合岩城支所	売りさばき人 越智郡岩城村1528番地 越智今治農業協同組合岩城支所 売りさばき所 越智郡岩城村1528番地 越智今治農業協同組合岩城支所	平成16年 10月1日
今第 6号	越智郡上島町弓削下弓削210 番地	越智郡上島町	売りさばき人 越智郡上島町 売りさばき所 越智郡上島町弓削下弓削210番地 上島町弓削総合支所	売りさばき人 越智郡弓削町 売りさばき所 同町役場	平成16年 10月1日
今第 7号	越智郡上島町弓削下弓削210 番地	越智郡上島町	売りさばき人 越智郡上島町 売りさばき所 越智郡上島町生名621番地1 上島町生名総合支所	売りさばき人 越智郡生名村 売りさばき所 同村役場	平成16年 10月1日
今第 8号	越智郡上島町弓削下弓削210 番地	越智郡上島町	売りさばき人 越智郡上島町 売りさばき所 越智郡上島町岩城1427番地 上島町岩城総合支所	売りさばき人 越智郡岩城村 売りさばき所 同村役場	平成16年 10月1日
今第 17号	越智郡上島町弓削下弓削210 番地	越智郡上島町	売りさばき人 越智郡上島町 売りさばき所 越智郡上島町魚島1番耕地1362番 地の第1 上島町魚島総合支所	売りさばき人 越智郡魚島村 売りさばき所 同村役場	平成16年 10月1日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年11月12日	特定非営利活動法人 日本波動科学研究会	井 上 寛	愛媛県松山市祝谷六丁目1122番 地16クリスタルコート道後90 204号	この法人は、健康で生き生きと明るく豊かに暮らしたいという願望をもつ人々に対して、波動（物理学でいう電磁波）理論にもとづく応用技術の研究・開発と実証並びにその成果物の普及・啓蒙活動に関する事業を行いながら、健康、健全な社会の創造と、更には、近年、体力的にも精神的にも弱体化したと言われる将来を担う子どもの身体や心の健全育成を図ることによって、公益社会全体の利益に寄与することを目的とする。

